

就学奨励事業について

1-1 就学奨励事業の概要

就学奨励事業は、特別支援学校への就学のために保護者が負担する経費の一部又は全部を保護者の負担能力に応じて支給するものです。

保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。

※事業概要は、東京都教育委員会作成の「就学奨励事業のお知らせ」をご覧ください。

○いつどんな手続きが必要か

※マイナンバーを提出した方は証明書の提出は不要です。

	4月	6月	7月	7月、12月、3月
	書類提出(申請)	世帯所得確認	認定結果通知	申請書の提出
保護者	【Web申請】 受給にかかる申請 (新生・転入生) 【紙での申請】 マイナンバー収集キット/ 交通調書・地図/ 届出書(在校生)	お住まいの市役所が 発行する証明書 課税(非課税) 証明書または 生活保護受給 証明書	1学期末に通知の 支弁区分(段階)を 確認	年3回(定例期ごと) レシート保管に注意 申請書
学校	受領後、内容を 確認します	受領後、審査をし 教育委員会へ 報告します	段階決定通知 教育委員会決定 後に配布します	実費負担額確認 ※申請書を出した人 のみ支給されます 支給額通知書 就学奨励費 支給

★ 就学奨励費の書類提出(申請)は全員必要な手続きです

(辞退する場合を含む)。

★ 就学奨励事業の『定例期』は、学校活動の『学期』とは異なります。

定例期……第1回(7月): 4・5・6月分

第2回(12月): 7・8・9・10・11月分

第3回(3月): 12・1・2・3月分

★ 不利益が生じないよう、都度お配りするお知らせもよくお読みください。

1-2 学用品・通学用品購入費等の受給について

～支給までの流れ～

- ① 学校で使うもの、通学で使うものを買ひ、レシートをとっておく



- ② 学校から申請書が届く

以下の方には申請書を配布していません。

7月支給分：Ⅲ段階選択の方、就学奨励費を辞退された方
(4月提出の申請書でイまたはウを選択された方)

12月、3月支給分：上記の方に加え、判定の結果Ⅲ段階になった方
申請区分の変更を希望される場合は、経営企画室までお問い合わせください。

- ③ レシートに記載されたもの(買ったもの)を申請書の裏面に記載された品目で書き換え、申請書に記入、提出 ※レシートの提出は不要です

くつ→「通学用靴・雨靴」または「体育用ズック靴」、かっぱ→「レインコート」 など



- ④ 各学期の終業式ごろ配布する、就学奨励費支払通知書にて振込日と支給金額を確認する

就学奨励費支払通知書			
就学奨励費を下記のとおり貴殿指定の口座に振込み手続きをしましたのでお知らせします。 不明な点等がございましたら経営企画室までお問い合わせください。			
記			
1 氏名	〇〇 〇〇		
2 支弁区分	Ⅱ段階		
3 支給方法	振込		
4 振込予定日	令和6年7月31日		
5 支給内訳			
支給項目	支給金額	支給項目	支給金額
教科用図書購入費	0	学用品・通学用品購入費	2,500

以下②から繰り返す

保護者等が購入した、校内・通学で使用する物品について、下記の二通りの支給があります。それぞれ申請のあった用品について、限度額まで支給します。

①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（小１・中１のみ）

②学用品・通学用品購入費

※支給対象となる学部・学年、対象となる物品、支給限度額など決まっています。

申請書及び記入例をよく読んで記入してください。

※特に品目については、レシートの購入品名をそのまま記入するのではなく、申請書の裏面「品目一覧」から該当する品名を選んで記入してください。なお「品目一覧」に当てはまらない用品は支給できません。

※申請書の提出期日については、その都度、経営企画室から通知いたします。

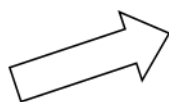
提出期限を過ぎた場合、一切受理できません。ご注意ください。

	第１回定例払分（７月分）	第２回定例払分（１２月支給）	第３回定例払分（３月支給）
購入対象日	４/１～６/３０ 購入分 （①は２/１～６/３０）※	７/１～１１/３０ 購入分	１２/１～３月購入分
提出対象経費	①・②	②	②
提出時期	７月上旬	１２月上旬	３月上旬

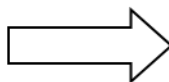
※小１・中１は第１回定例払分のみ、①→２/１以前 ②→４/１以前に購入したのも支給対象です。

支給額の実例

学用品購入費で
１０,０００円の
申請書を提出
した場合・・・



I 段階の方
１０,０００円



II 段階の方
５,０００円



III 段階の方
支給されません

※ただし、申請した品物がすべて支給対象品目の場合

記入例

レシートの提出は不要です。

学用品・通学用品購入費 の受給にかかる申請書

※高等部専攻科を除く全学年児童・生徒等が対象です(新入学の児童・生徒を含みます)。

※支給対象となる品目については裏面をご覧ください。

※裏面の品目に該当するもののみ支給対象となります。

※学用品・通学用品購入費の年間支給限度額は以下のとおりです。

※新入学生の場合は購入実績があれば4月1日以前に購入したのも支給対象となります。

表の金額は予定額です。国の制度等改正により変更が生じる場合があります。

幼稚園Ⅰ段階	小学部Ⅰ段階	中学部Ⅰ段階	高等部Ⅰ段階
¥8,680	¥11,640	¥22,740	¥32,270
幼稚園Ⅱ段階	小学部Ⅱ段階	中学部Ⅱ段階	高等部Ⅱ段階
¥4,340	¥5,820	¥11,370	¥16,135

※各定例払期間(提出時期)ごとに「購入対象期間」が設けられていますのでご注意ください。

	第1回定例払(7月)	第2回定例払(12月)	第3回定例払(3月)
レシートの日付	4/1(※)～6/30	7/1～11/30	12/1～3/●
提出〆切	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

提出日 令和 年 月 日

学部	学年	児童・生徒等氏名	保護者等氏名
小学部	2年	〇〇 〇〇	〇〇 △△

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき下記の通り申請します。

	品目	金額	購入月日	備考
購入日ごと・購入品目ごとに記入をお願いいたします。	体育用衣類	「ズボン」の場合は「体育用衣類」 ¥3,000	4月20日	
	筆記用具	「鉛筆」の場合は「筆記用具」 ¥500	5月1日	
	工作用品	「はさみ」の場合は「工作用品」 ¥200	5月27日	
	レインコート	¥3,000	4月8日	
	レインコート	¥2,800	4月9日	
		レシートの金額(税込)を記載	レシートの購入月日を記載	
	「雨具」の場合は「レインコート」			
	レシートに書かれている購入品名を記入するのではなく、申請書の裏面に記載されている品目の中から、該当するものを選んで記載			
				※新入学生については購入実績があれば4月1日以前に購入したのも支給対象となります。

今回提出 枚中 枚目

支給の対象となる品目一覧
(新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費)

分類	学用品系		通学用品系	
	品目	用途	品目	用途
衣類	体育用衣類・体育帽	体育（教科）用	指定がない場合の衣類（下着・靴下を含む）	通学用・校内着
	水着・水泳帽	体育（教科）用	制服・標準服	通学用
	作業衣	実習（作業等）用	レインコート	通学用
	軍手・帽子	実習（作業等）用	帽子・手袋・マフラー・耳あてなど	通学用
	雨具	実習（作業等）用	マスク・ゴーグル	通学・校内用
履物	体育用ブック靴	体育（教科）用	上履き	校内で使用
	作業靴・ゴム長靴	実習（作業等）用	通学用靴・雨靴	通学用
その他	筆記用具（鉛筆・消しゴム・筆箱・定規など）	授業（教科）用	ランドセル・かばん・リュック・靴袋	通学用
	手芸・裁縫用品など	授業（教科）用	雨傘	通学用
	エプロン・スモック	授業（教科）用	定期入れ・財布	通学用
	辞典類（電子辞書含む）	授業（教科）用	歯磨き用品	校内で使用
	練習帳・ドリル	授業（教科）用	タオル・ハンカチ	校内で使用
	ノート・ファイル	授業（教科）用	ちり紙	校内で使用
	ゴーグル・バスタオル	授業（水泳）用	水筒	校内で使用
	そろばん・電卓	授業（教科）用	防災頭巾・防災ヘルメット	校内で使用
	工作用品・美術用品	授業（教科）用	時計	校内で使用
	道具箱	授業（教科）用	名前シール・ワッペン	校内で使用
	楽器（鍵盤ハーモニカ・リコーダーなど）	授業（教科）用	白杖	校内で使用
	点字盤・点筆・点字用紙	授業（教科）用	オムツ	排泄指導用
	校正器・点消器・点字器	授業（教科）用	ヘッドギア	校内で使用
	専用ルーペ	授業（教科）用	姿勢保持用具	通学・校内・車内で使用
	単眼鏡	授業（教科）用	医療的ケア用具	通学・校内で使用
	粹付き下敷き	授業（教科）用	オムツ・尿とりパッド	通学・校内で使用
	意思伝達装置・会話補助装置（スイッチ類）	授業（教科）用	歩行器・車椅子	校内で使用
	歯磨き用品	授業（日常生活の指導）用	その他、通学用品として学校が認めたもの	通学用
	給食・摂食指導用品	給食指導用		
	その他、授業で使用するため、購入するように学校が認めたもの	授業用		

- ※ 教育課程上通常必要とする学用品、通学のために通常必要とする通学用品が支給の対象となります。
- ※ 自宅学習や部活動、日常生活に使用することを目的として購入するものは対象外です。
- ※ 区市町村の福祉事務所等からの補助を受けている場合は対象となりません。